



島老連第129号
平成30年7月30日

市町村老人クラブ連合会会長 様

公益財団法人 島根県老人クラブ連合会
会 長 安 達 伸 次

「平成30年7月豪雨災害」への募金協力について（依頼）

本会の事業推進につきましては、平素から格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、このたび、本県をはじめ西日本を中心とする豪雨により、各地で人的被害及び家屋の倒壊・浸水等の甚大な被害を受けられた関係者の皆さまに謹んでお見舞い申し上げます。

一日も早い復旧と被災された関係者の皆さまのご健康と生活再建を心よりお祈り申し上げます。

この事態に対し、全国老人クラブ連合会から、別添写しにより募金協力の依頼がありましたので、下記により募金活動にご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1 募金の呼びかけ・寄託先

島根県内の被災者支援・・・市町村内で行われる募金への協力

※別紙1「平成30年7月島根県災害義援金」

県外老人クラブの救援・・・広島県、岡山県老連の災害救援拠金

※別紙2～3「平成30年7月豪雨災害救援拠金」

※その他団体等が実施する募金につきましては、貴会においてご判断をお願いいたします。

2 募金実績の取りまとめ

全国老人クラブ連合会へ報告を行うこととなっていることから、2回に分けて募金実績の取りまとめを行いますので、様式1～2により、ご報告をお願いします。

① 第1次取りまとめ

8月末までの実績分 → 様式1により9月18日（火）までに報告

② 第2次取りまとめ

10月末までの実績分 → 様式2により11月16日（金）までに報告

財団法人 島根県老人クラブ連合会（担当／布村・河井）

〒690-0011 松江市東津田町 1741-3

TEL 0852-32-5971 FAX 0852-32-5982

E-mail rouren@fukushi-shimane.or.jp



全老連発第129号
平成30年7月20日

都道府県・指定都市老人クラブ連合会会長 殿

公益財団法人 全国老人クラブ連合会
会長 齋藤十郎

「平成30年7月豪雨災害」への募金協力について（依頼）

老人クラブの育成には、平素より格別のご尽力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、このたび西日本を中心とした広範囲の地域において、記録的な豪雨災害が発生し、その一端はマスコミ報道で報じられているところです。

つきましては、幅広い被災地・被災者を支援するため、貴会所属の市区町村老人クラブ連合会、単位老人クラブにご周知の上、下記により募金活動にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 募金の呼びかけ・寄託先

このたびの豪雨災害は、これまでに類例のないほどの広範囲に及んでいます。そのため、被災地におかれましては地元支援を優先していただき、非被災地におかれましては幅広い被災地・被災者を支援する取り組みをお願いいたします。

また、大阪北部地震災害等、最近において被災地支援に取り組まれた場合などは、呼びかけの可否を含め、その実施につきまして貴会においてご判断をお願いいたします。

A【被災地を含む道府県・指定都市老連の場合】

① 独自の窓口の設置、② 地元自治体、社会福祉協議会、共同募金会等が行う募金への協力呼びかけなど、地元支援を優先する募金活動をお願いいたします。

B【非被災の都県・指定都市老連の場合】

① 独自の窓口を設置（調査中）している被災地老連への寄託、② 幅広い被災地・被災者への支援を目的に地元自治体、社会福祉協議会、共同募金会等が行う募金への協力呼びかけをお願いいたします。

2. 募金実績の取りまとめ

このたびの募金は寄託先が多数に及ぶことが考えられますが、本会において次により募金実績の取りまとめを行いますので、貴会内における集約方ご協力をお願いいたします。

① 第1次取りまとめ

8月末日までの実績分 ⇒ 【別紙1】により9月20日までに報告

② 第2次取りまとめ

10月末日までの実績分 ⇒ 【別紙2】により11月20日までに報告



平成30年7月豪雨島根県災害義援金募集要綱

社会福祉法人島根県共同募金会

1 趣 旨

平成30年7月豪雨災害により、島根県内で床上浸水などの大きな被害が発生しました。島根県共同募金会では、この災害による被災者を支援することを目的に義援金の募集を行います。

2 義援金の名称

平成30年7月豪雨島根県災害義援金

3 募集期間

平成30年7月20日（金）から同年9月28日（金）まで

4 主 催

島根県共同募金会、島根県、日本赤十字社島根県支部、NHK松江放送局、NHK厚生文化事業団、山陰中央新報社、山陰中央新報社会福祉事業団、山陰中央テレビジョン放送株式会社

5 義援金受入口座

金融機関	支店名	口座番号	名 義 等
① 山陰合同銀行	津田支店	普通預金 2381238	社会福祉法人島根県共同募金会
② 島根県農業協同組合	本 店	普通貯金 0007411	島根県共同募金会災害用
③ ゆうちょ銀行	00980-4-237570		島根県共同募金会 平成30年豪雨災害義援金

※ ①の口座は山陰合同銀行の本・支店の窓口での振込手数料は無料となります。
ATMからの振り込みは一旦規定の手数料がかかりますが、「ご利用明細」を持参のうえ窓口に出していただくと手数料が返却されます。

※ ②の口座は島根県農業協同組合の本店・支店の窓口での振込手数料は無料となります。

※ ③の口座は、ゆうちょ銀行の窓口での振替手数料は無料となります。

6 現金書留による義援金の送金について

(宛先) 〒690-0011 島根県松江市東津田町1741-3

社会福祉法人 島根県共同募金会

※宛名のところに「災害用郵便」と明記してください。

※郵便料金は免除となります。

7 義援金の配分

本会でとりまとめた義援金は、島根県、日本赤十字社島根県支部、本会等で構成された義援金配分委員会で決定し、被災者に配分します。

8 義援金の税制上の取扱い

この義援金は、税制優遇措置の適用対象となります。確定申告に際しては、金融機関で受け取る振込金受領証等に本募集要綱を添えてご提出ください。

なお、本会発行の領収書が必要な場合は、別紙「領収書希望者名簿」に必要事項を記入の上、本会へ送付ください。後日、領収書を発行いたします。

[該当する税制優遇措置]

- ・所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当
- ・地方税法第37条の2第1項第1号及び同法第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村または特別区に対する寄付金」に該当

9 その他

- (1) 災害義援金のみを取り扱います。救援物資・物品の取り扱いは行いません。
- (2) この要綱は、平成30年7月20日から施行します。

10 問い合わせ先

社会福祉法人島根県共同募金会

〒690-0011 島根県松江市東津田町1741-3

TEL : 0852-32-5977 FAX : 0852-32-5978

E-mail : akaihane@fukushi-shimane.or.jp

受付時間 月～金曜日（祝日を除く）の午前8時30分～午後5時15分

「平成30年7月豪雨災害」救援拠金要領

公益財団法人広島県老人クラブ連合会

1 趣旨

平成30年7月豪雨により発生した水害は、広島県内各地で多くの死傷者や行方不明者の発生、また、家屋の倒壊や浸水など甚大な被害をもたらしました。被災された方々は避難生活をしいられ、直接の被災を免れた地域でも長期にわたる断水などで日常生活に大きな支障がでています。

広い地域に甚大な被害をもたらした今回の豪雨災害の被災者の中には、水害により家族や生活基盤を失った高齢被災者の方々が多く含まれることから、老人クラブとしては高齢者の友愛の心を被災された方々に届ける救援拠金の募集を行い、被災高齢者に対する励ましと、老人クラブ等への救援・支援の一助とするものです。

2 救援拠金の使途

次の範囲の救援・支援等に充当します。

- (1) 被災老人クラブ会員への救援
- (2) 被災老人クラブ（連合会）への救援
- (3) 社会福祉協議会・ボランティア等への支援

3 実施期間

第1次取りまとめ期日 : 平成30年9月28日（金）

第2次取りまとめ期日 : 平成30年11月30日（金）

4 救援拠金の取りまとめ

- (1) 各市町老人クラブ連合会で取りまとめ、受付口座に一括送金することとします。
- (2) 領収書は、銀行の発行する送金書をもって代えるものとします。
- (3) 送金手数料は、送金する方の負担とします。

5 救援拠金受付口座

- (1) 銀行名 : 広島銀行 三川町支店 (みかわちょうしてん)
- (2) 口座種別・番号 : 普通預金 652059
- (3) 口座名義 : ザイ) ヒロシマケンロウジnkラブレngoウカイ
公益財団法人広島県老人クラブ連合会
理事長 鈴木 孝雄

6 救援拠金の配分及び諸経費について

- (1) 救援拠金の配分は、公益財団法人広島県老人クラブ連合会で決定し、被災地等に伝達します。
- (2) 取り扱い等に関わる諸経費は、救援拠金をもって充てることのできるものとしします。

7 その他

【問い合わせ先】

公益財団法人広島県老人クラブ連合会

〒732-0816 広島県広島市南区比治山本町 12-2(広島県社会福祉会館内)

TEL:082-254-1900 FAX:082-256-2228

E-mail: rorenhir@lime.ocn.ne.jp

「平成 30 年 7 月豪雨」災害救援拠金要領

1. 趣 旨

平成 30 年 7 月 5 日～8 日にかけて降った大雨により倉敷市真備町及び岡山県西部の市町村中心に大きな被害をもたらしました。この災害により被災された方々は、現在不自由な生活を送られていますし、一部の方々は、避難生活を強いられています。

この事態に対し、老人クラブは、高齢者の友愛の心を被災された方々に届ける救援拠金に取り組み、被災高齢者への励ましと老人クラブ等への救援・支援活動を行うとともに、義援金の募金活動に協力するものです。

2. 救援拠金の使徒

- (1)被災者(会員を含む)の救援
- (2)被災老人クラブの救援
- (3)義援金の寄託等

3. 実施期間

とりまとめ期日 平成 30 年 8 月 31 日(金)

4. 救援拠金の取りまとめ

(1)取りまとめの方法

①各市町村老連において取りまとめください。

(2)取りまとめの際の留意事項

①領収書は、銀行の発行する受領書をもって代えるものとします。

但し、特に必要な場合は、ご連絡をお願いします。

②送金手数料は、送金される方の負担でお願いします。

5. 救援拠金受付口座

- ① 三井住友銀行 岡山支店
口座番号 : 普通 6 3 2 7 7 5 8
名 義 : 公益財団法人 岡山県老人クラブ連合会
会 長 吉 田 建 太 郎
- ② 現 金

6. 救援拠金の配分及び諸経費について

(1) 救援拠金の配分は、岡山県老人クラブ連合会正副会長会議で決定し、伝達致します。

(2) 取り扱い等に係る諸経費は、救援拠金をもって充てることとします。

7. 問い合わせ先

(公財)岡山県老人クラブ連合会

〒700-0807 岡山市北区南方 2-13-1 きらめきプラザ内

T E L : (086)226-2877

F A X : (086)226-2881

